

平成23年3月24日
社団法人 高層住宅管理業協会

共用部分の節電に関するお願い

今回発生した東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、東日本各地にて電力供給が不安定になっております。

当協会においては、マンション内の節電に関するお知らせをホームページ上に掲載しているところですが、共用部分の節電に関する協力についての相談件数が増加傾向にあり、また国土交通省から管理業界としてマンション共用部分の節電に対する積極的な協力の要請も当協会にございました。

これを受け、当協会では「共用部分の節電」について管理組合へ、各マンションの実情に合わせ実施可能な範囲において提案するよう会員社に対して依頼しております。

共用部分の節電については、マンション共有の財産に関する問題であるため管理組合の方針決定が必要であり、管理会社単独の判断による実施は不可能な事項となります。マンション管理組合の皆様におかれましては、共用部分の節電についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、マンション設備によっては、法令上の問題や電力回線上の問題により節電対応に時間がかかる場合もございますので、実施可能な範囲での共用部分の節電と並行して専有部分内の節電実施いただきますようお願いいたします。

また、今後も電力供給不足が継続する恐れがございますので LED 照明への変更など、長期的な節電対策などにつきましても管理組合にてご検討いただければ幸いです。

本件主旨にご理解とご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

<共用部分節電の主な内容>

- ・共用部分空調の停止または利用時間制限
- ・エレベーター利用制限（低層階居住者の階段使用の奨励等）
- ・共用電灯の減光
- ・共用電灯の点灯・消灯時間の変更